

■郵便貯金共通規定

1 規定の適用範囲

本規定は、郵便貯金に共通して適用する事項を規定します。本規定が適用となる貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

2 印章

郵便貯金に関する手続に使用する印章は、当該郵便貯金につき一に限りです。

3 通帳等の提出

公社は、必要があるときは、郵便貯金通帳（以下「通帳」といいます。）、郵便貯金証書（以下「貯金証書」といいます。）又は保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）（第5条において「通帳等」といいます。）の提出を求めることがあります。

4 証明資料の提示等

(1) 郵便貯金の取扱いに係る各種の請求又は届出をする者が、正当権利者であることを確認するため、郵便局において公社所定の証明資料の提示を受ける方法その他公社所定の方法により確認を求めることがあります。

(2) 前項の場合において、公社は、正当権利者であることを確認することができないときは、その相当と認める保証人の設定を求めることがあります。

(3) 前2項により証明資料の提示又は保証人の設定を求められた場合において、各種の請求又は届出をする者がこれに応じないときは、公社は請求又は届出をする者がこれに応ずるまでの間、請求又は届出を拒むことができるものとします。

5 元の通帳等の使用禁止

通帳等を再交付したときは、元の通帳等は、郵便貯金の利用に関してこれを使用することはできません。

6 貯金小切手

(1) 公社は、預金者の請求に基づき、郵便貯金の払戻金の払渡しにつき、現金の交付に代えて、公社所定の方法により郵便局を支払人とする払戻金額を表示した小切手を振り出します。

(2) 小切手は、特に取り扱わないことを公社所定の方法で公表した郵便局以外の郵便局において振り出します。

(3) 小切手は、記名式持参人払とします。ただし、申出がある場合は、記名式とすることができます。

(4) 振り出された小切手の支払を受けようとするときは、所持人は、その小切手の裏面に住所を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、これを支払人たる郵便局に呈示

してください。

7 払戻証書

(1) 払戻証書による払渡し

- ① 払戻証書と引換えに払戻金の払渡しを受けようとするときは、払戻証書の所定の欄に住所氏名を記入し、かつ、押印（又は署名）したうえ、これを郵便局（払戻金の払渡しをすべき郵便局（以下この条において「払渡郵便局」といいます。）が指定されている払戻証書にあっては、その払渡郵便局）に提出してください。
- ② 指定された払渡郵便局と異なる郵便局において払戻金の払渡しを受けようとするときは、払戻証書を提示して当該郵便局に申し出てください。公社は、払渡郵便局の変更の手続をしたうえ、その旨を通知します。
- ③ 払戻証書の有効期間は、その発行の日から6か月とします。

(2) 払戻証書の再交付等

- ① 払戻証書を失ったため又は汚染若しくはき損したため、その再交付を受けようとするときは、公社所定の請求書に記名押印（又は署名）し、払戻証書（払戻証書を失った場合を除きます。）を添えて郵便局に提出してください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- ② 払戻証書の有効期間が経過したためその再交付を受けようとするときは、当該証書の裏面の欄外余白に再交付請求をする旨及び住所を記入し、これに記名押印（又は署名）して郵便局に提出してください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- ③ 払戻証書を再発行したときは、元の証書は、貯金の払戻しにこれを使用することはできません。

(3) 払戻証書の有効期間に関する認定

- ① 預金者は、その責に帰すべからざる事由により、払戻証書の有効期間内に払戻金の払渡しの請求をすることができなかった場合において、その事実の認定を受けようとするときは、払戻金の払渡しを受けようとする郵便局にその旨を申し出て払戻証書を提出してください。この場合において必要があるときは、その事実を認めるに足る証明資料の提出を求めることがあります。
- ② ①の申出があった場合において公社がその事実を認めたときは、郵便局は、払戻証書の表面に有効期間の満了日を表示して日付印を押し、払戻証書を返付します。

(4) 権利の消滅

払戻証書の有効期間の経過後3年間払戻証書の再交付の請求がないときは、その払戻証書に記載された金額に関する預金者の権利は、郵便貯金法の規定に基づき、消滅します。

(5) 払戻金の払渡しの延期等

払戻証書による払戻金の払渡しを延期するときは、当該証書の表面にその事由及び延期すべき日数を記入し、かつ、日付印を押し返付します。この場合において、

当該延期の事由が消滅して払渡しに支障がなくなったとき又はその延期期間の延長を必要とするときは、その旨を通知します。

(6) 払戻証書と引換えに払戻金を払い渡しましたうえは、払戻証書につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、公社は責任を負いません。

8 残高証明書の発行

(1) 公社は、預金者の請求に基づき、公社の定めるところにより、郵便貯金の残高証明書を発行する取扱いをします。

(2) 前項の取扱いを受けようとするときは、公社所定の請求書に記名押印（又は署名）し、公社所定の料金（現金に限ります。）を添えて郵便局に提出してください。

9 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により郵便局に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により郵便局に届け出てください。

(3) 既に補助、保佐又は後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消し又は変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、公社は責任を負いません。

10 貯金の減額に伴う国債等振替口座の開設

郵便貯金法の規定に基づき、貯金総額の制限額以内に貯金を減額するために必要な限度において、公社所定の方法によりその貯金の一部で国債を購入します。この場合、預金者から国債等振替口座規定に基づく国債等振替口座の開設の請求があったものとして取り扱います。

11 非常時における郵便貯金の利用制限

公社は、郵便貯金法の規定に基づき、天災その他やむを得ない事由がある場合は、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し又は業務の一部を停止することがあります。

12 規定の改定

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵便局の窓口等での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上